

安平町酪農・畜産特別対策事業のご案内

【実施期間：R3～R5 年度】

R4 年度予算額 1,120 千円

生乳生産の減産傾向及び飼料価格の高止まり等を受け、酪農家の経営安定を図るため、増頭及び良質粗飼料確保の取組みを支援します。

1. 乳用牛導入事業 [該当予算額 200 千円]

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する酪農家
- 対象経費 優良な乳用牛の外部導入及び自家保留する場合に要する経費
- 交付額 1頭当たり2万円以内

事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

2. 草地更新 [該当予算額 920 千円]

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する畜産（酪農・肉牛）農家
- 対象経費 草地更新に必要な購入種子を標準量で播種するために要した経費
- 交付率 事業費の20%以内（ただし、消費税は除く。）

事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

【問い合わせ先】

J A とまこまい広域畜産部 ☎22-2722

J A とまこまい広域早来支所 ☎22-2525

J A とまこまい広域追分支所 ☎25-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



ゲノミック評価による和牛改良事業のご案内

【実施期間：R2～4年度】

R4年度予算額600千円

町内の和牛飼養農家のほとんどは素牛販売による経営形態であることから、市場購買者からの産肉成績を収集するのは困難であった。

乳牛の改良に活用されているゲノミック（遺伝子情報）の解析によって、本牛の能力を瞬時に判明することが可能となる。

これらのことから、和牛繁殖農家の後継牛を選抜するうえで有効な判断材料となり、黒毛和種繁殖牛群の更なる高位平準化並びに素牛市場の有利販売につながる、ゲノミック評価の取組みを支援します。

補助の内容

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ○対象者 | 町内に住所を有する和牛繁殖農家 |
| ○対象経費 | 遺伝子検査に要する経費 |
| ○交付額 | 1頭当たり1/2助成
(行政1/4・農協1/4) |
| 事業実施主体 | とまこまい広域農業協同組合 |



【問い合わせ先】

J A とまこまい広域畜産部 ☎22-2722
安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

飼養衛生管理基準に係る定期報告について

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年2月1日時点の飼養等羽数及び飼養管理基準の遵守状況等を都道府県知事に報告するよう義務づけられております。

定期報告により、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動の対応」を迅速に行うことができます。

飼養衛生管理基準の趣旨

- ① 農家の防疫意識の向上
- ② 消毒等を徹底するエリアの設定
- ③ 毎日の健康観察と異状確認時における早期通報等の再確認
- ④ 埋却地の確保
- ⑤ 大規模農場に関する追加措置

※飼養管理基準の遵守について

飼養衛生管理基準の遵守状況は、手当金の交付額を決定する際にも減額要因として考慮されます。発生農家における日頃の飼養衛生管理状況が飼養衛生管理基準から大きく逸脱していないか、さらに、適切に早期通報がなされたかどうかといった点を精査し、標準的な飼養衛生管理水準と比べて大きく劣っている場合には、減額される又は交付されないおそれがあります。

【問い合わせ先】

北海道胆振家畜保健衛生所 ☎0143-85-3231
安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

様式2

市町村名: 安平町

	飼養戸数及び頭羽数		左 の 内 訳			
	実戸数	頭羽数	品 種 等	戸 数	頭羽数	
乳用牛	21	1,741	乳用牛	種雄牛	0	0
				繁殖雌牛	18	894
				育成牛	19	709
				子牛	17	138
肉用牛	31	753	肥育牛(乳用雄牛・交雑種以外)	肥育後期	3	156
				肥育前期	4	569
				育成牛	1	27
				子牛	1	1
		481	肥育牛(乳用雄牛・交雑種)	肥育後期	2	291
				肥育前期	2	186
				育成牛	0	0
				子牛	1	4
		2,262	肉用繁殖牛	種雄牛	1	1
				繁殖雌牛	31	1,307
				育成牛	31	585
				子牛	29	369
豚	3	20,645	繁殖豚	肥育豚	2	5,600
				雄豚	3	38
				母豚	3	3,119
				育成豚	3	1,788
				子豚	3	10,100
鶏	19	1,464,770	採卵鶏	成鶏	10	1,944
				育成鶏	6	309,182
			肉用鶏	肉用鶏	6	1,153,600
				うこっけい	1	42
				チャボ	1	2
馬	24	2,921		軽種馬	16	2,748
				重種馬	3	33
				その他	15	140
めん羊、山羊		31		めん羊	5	21
				山羊	4	10
合計	98	1,493,604				1,493,604

家畜排せつ物の

『管理の方法に関する基準』を守りましょう

家畜排せつ物の定める管理基準

平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」の本格施行を経て、現在ではほぼ全ての対象農家が同法の管理基準を遵守しているところです。

しかし、堆肥舎等の施設の経年劣化が進んでいること等を踏まえ、その点検・維持等を着実に実施していく必要があることから、今後は同法の管理基準のうち「管理の方法に関する基準」の遵守がより一層重要になります。

管理の方法に関する基準（施行規則第1条第1項第2号より）

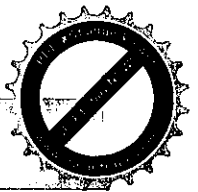
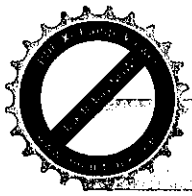
- イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること
 - ▶ 家畜排せつ物は構造設備に関する基準に適合した管理施設で管理しましょう。
- ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと
 - ▶ 設備の破損によって家畜排せつ物の適切な管理ができなくなることを防止するため、定期的な点検を実施しましょう。
- ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
 - ▶ 設備の破損は家畜排せつ物の飛散や流出を引き起こす可能性があります。破損を確認した場合、すぐに修繕しましょう。
- ニ 送風装置等を設置している場合は当該装置の維持管理を適切に行うこと
 - ▶ 管理施設に送風装置や攪拌装置などが設置されている場合は、適切に維持管理を行いましょう。
- ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行うこと
 - ▶ 家畜排せつ物の発生量、自ら農地に散布している量、耕種農家に譲渡している量、焼却・浄化处理等で廃棄している量について年間の記録を取りましょう。

これらを遵守し、環境に配慮した畜産を実現しましょう！

〔家畜排せつ物法では、管理基準違反の状態が改善されない場合は、最終的に罰則が適用されることがあります。〕



管理方法に関する基準の詳細についてお知りになりたい場合は、
北海道の畜産担当部署までお問い合わせください。
農政部畜産振興課 TEL 011-204-5440 nosei.rakuchiku1@pref.Hokkaido.lg.jp



家畜排せつ物法の管理基準と記録について

管理基準とは？

管理基準は、家畜排せつ物を処理や保管(管理と呼びます。)する際に、まもっていただく必要がある基準です。すでに平成16年11月1日から適用されています。

適用対象者は？

一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者が対象になります。

～管理基準の適用対象規模～

牛： 10頭以上

豚： 100頭以上

鶏： 2,000羽以上

馬： 10頭以上

※上記数字は飼養する家畜の頭羽数

管理基準の内容は？

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床を不浸透性材料(コンクリートなど汚水が浸透しないもの)で築造し、適当な覆いと側壁を設けること
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物を、管理施設で管理すること
- イ 管理施設の定期的な点検を行うこと、管理施設の破損を遅滞なく修繕すること、装置の維持管理を適切に行うこと
- ウ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行うこと

Q:家畜排せつ物の発生量等の記録はどうすればいいの？

家畜排せつ物の発生量を正確に把握することは難しい面があります。このため、簡便な方法で記録していただけるように様式が定められています。

管理基準の内容について、詳しいことが知りたいときは、役場産業経済課農政・畜産グループお問い合わせ下さい。